

# 平成23年10月1日より、池田市・箕面市・能勢町・豊能町に 公害規制事務の権限が大阪府より委譲されます！

池田市・箕面市・能勢町・豊能町における以下の事務は、平成23年10月1日以降は、各市町が窓口となり、内容の審査などについては池田市広域環境をまもる課（池田市環境部環境をまもる課）が行います。

大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務

ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等

水質汚濁防止法に係る規制事務等、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務

指定物質排出者への指導等に関する事務

土壌汚染対策法事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基く届出（PRTR制度）の経由及び意見の添付、大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等

## 届出

～、～、～の届出について

池田市での届出

正本にその写し **1通** を添えて提出してください。

池田市**以外**での届出

正本にその写し **2通** を添えて提出してください。

PRTR法の届出について

正本 **1通** のみ各市町に提出してください。

## 届出などに関する相談、問い合わせ

池田市環境部環境をまもる課へお願いします。

（問合せ先）

担当課：池田市環境部

環境をまもる課

電話：072-754-6647（直通）

FAX：072-752-6680

E-mail：mamoru@city.ikeda.osaka.jp